#### 

# 1. 特別支援学校(仮称)を想定した場合の課題について

#### 1) はじめに

「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)<sup>1)</sup>(以下,最終報告とする。)第三章は,特別支援教育を推進する上での盲・聾・養護学校の在り方について次のことを提言している。

- (1) 現行の障害種別ごとの学校制度から,障害種別にとらわれない学校「特別支援学校(仮称)」(以下,特別支援学校とする。)の制度化に向けて,法律改正を含めた具体的な検討が必要。
- (2) 特別支援学校(仮称)は、地域の特別支援教育のセンター的機能の一層の重視が必要。

本稿では,この特別支援学校(仮称)の概念や背景, 教育課程編成の課題について検討する。

### 2) 特別支援学校(仮称)の概念

特別支援学校(仮称)では、視覚障害教育、聴覚障害教育,知的障害教育等複数の専門の教育部門を有するか、若しくは現行のように特定の教育部門のみを有することが可能だとされている。また、特別支援学校(仮称)には、次の役割があるとされている。

- (1) 障害が重い、あるいは障害が重複していることにより専門性の高い指導や施設・設備等による教育的支援の必要性が大きい児童生徒に対する教育を地域において中心的に担う役割がある。
- (2) 小・中学校等における教育や指導に関し教員や 保護者の相談に応じ,助言等を行うなど地域の特 別支援教育のセンター的機能を一層重視する必要 がある。

現行でも養護学校においては、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の複数の専門の教育を行う部門をもつ学校の設置は可能であり、すでに五十を越える養護学校が併置として設置されている。

盲・聾・養護学校学習指導要領<sup>2)</sup>等には、地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めることが規定されている。また、「二十一世紀の特殊教育に在り方について」(最終報告)でも、地域の特殊教育のセンターとしての盲・聾・養護学校の機能の充実が謳われている。すでに各地の盲・聾・養護学校では、地域の小・中学校等の教員や保護者を対象とした教育相談や研修講座の実施、学校施設・設備の開放や教材・教具の貸出等に取り組んで

いる。

特別支援学校(仮称)では、地域のネットワークを 構築・推進する観点から、学校のセンター的な機能を 一層重視し充実していくことが求められている。

## 3) 特別支援学校(仮称) が提言された背景

最終報告では, 盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化, 及び地域の特別支援教育のセンター的役割の重視から, 特別支援学校(仮称)の制度への改正の必要性が述べられている。

(1) 盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化

近年,盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒等の障害の重度化・重複化・多様化が指摘されてきた。特に肢体不自由養護学校における重複障害のある児童生徒等の在籍率は7割にのぼっており,養護学校全体でも医療的ケアの必要な児童生徒等の数が増加している。

この盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の現状に即した学校の枠組みの検討が必要となり,障害種別によらない学校が設置できるようにすることが提言された。

(2) 地域の特別支援教育のセンター的役割の重視 盲・聾・養護学校の地域の特別支援教育のセンター 的役割の重視については,前述したようにすでに取り 組まれつつあることでもある。

最終報告の全体として示された方向性は、地域の実情に応じて障害のある児童生徒に対する教育的支援を充実することが柔軟にできるようにするための仕組みづくりである。今回、新たに提言された「個別の教育支援計画」や「広域特別支援連携協議会」などの仕組みは、地域でのネットワークづくりを進め、特別支援教育を実現するための手だてである。この大きな方向性の中で、地域の特別支援教育のセンターとしての特別支援学校(仮称)の役割をとらえ位置づけていく必要がある。

特別支援学校(仮称)となって複数の専門の教育部門を持つことで、一層、センター的役割を発揮しやすくなる場合もあると考えられる。

盲・聾・養護学校のセンター的機能を考えることは、 学校の再定義であり、盲・聾・養護学校が地域の住民 や小・中・高等学校等にとって必要な存在として認め られることだとも言える。盲・聾・養護学校の積極的 な機能の公開と説明が必要不可欠である。

#### 4) 特別支援学校(仮称)の教育課程編成の課題

(1) 児童生徒等の障害の重複化,多様化に対応し た教育課程の編成 特別支援学校(仮称)が提言された背景に盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化がある。特別支援学校(仮称)に障害種別の専門の教育部門をどのように設けるかは、地方公共団体に委ねられており、実際の教育課程の編成や学級編成、授業形態等校内の運営も色々考えられる。現在でも、盲・聾・養護学校では、様々な教育課程の編成がなされているが、特別支援学校(仮称)の複数の教育部門のそれぞれで複数の教育課程を編成し、障害の重度化、多様化に応じた柔軟な教育課程の編成の一層の充実を図る必要があると考えられる。

(2) 組織としての専門性のあらわれとしての教育 課程の編成

ア 組織としての専門性の維持強化

最終報告では、組織としての専門性の強化として、 校内の支援体制の構築、学校外の専門家等の人材の活 用、関係機関との連携協力体制の構築、総合的な教育 研究体制の構築等が提言されている。このことは、これまでの盲・聾・養護学校で培われた指導法等の教員 個人の専門性の維持強化に加え、地域支援を行う組織 を明確に位置づけるなどの学校組織としての専門性の 強化を図り、そのための学校組織の検討が必要不可欠 であることを示していると考えられる。

教育課程はその学校の教育計画のまとまりだといわれており、複数の障害別の教育部門を有することが想定される特別支援学校の組織としての専門性のあらわれとして、教育課程の編成があると考えられる。

イ 校内の教育課程編成システムの確立

現在の盲・聾・養護学校での教育課程の編成の課題となっていること,例えば,一貫した教育課程の編成(中・高等部の継続性と一貫性等)や高等部教育の充実(進路指導や職業教育等の充実等)に対応した教育課程の編成や改善を図るために,校内の教育課程編成のシステムの確立が必要となるであろう。

その際,教育目標のとらえの整理(子どもを一人の生活者としてとらえる視点が共有できるか等),教育課程のとらえの整理(教育課程は,個別の指導計画を積み上げた「和」か,学校の教育活動の緩やかな「枠」か等),自立活動の内容と各教科の内容の整理

(各教科の指導のねらいと自立活動のねらいの理解, 各教科の指導内容と自立活動の指導内容の理解等), 組織としての専門性の強化として提言された学校外の 専門家等の人材の活用,関係機関との連携・協力体制 の構築,総合的な教育研究体制の構築等と相まって教 育課程の編成のシステムをどうつくるか等,について, 校内での検討が必要となると考えられる。

知的障害教育部門の各教科や自立活動の考え方,具体的な指導内容の設定の仕方,年間指導計画の立て方や授業展開等が,授業実践を通じて議論されることで,学校全体の教育課程の編成が一層柔軟になることが期待される。例えば,特例を適用して高等部の生徒に小学部の教科の目標・内容に替えて授業を行うことは,理論上あっても現実的とはいえず,むしろ知的障害養護学校高等部の各教科の内容の考え方で指導内容を整理し,授業形態を工夫して授業展開した方が生徒に適している場合もあると考えられる。

(3) 教育課程に関する学校の説明責任

平成10年度の学習指導要領の改訂では,教育課程の編成は各学校長の責任においてなされることが一層明確になるように記述されている。学習指導要領には教育内容の基準が示されており,基準性についての整理がなされている³)。教育課程の編成は各学校長の責任においてなされるべき事柄であることは今後も継続すると考えられる。従って,特別支援学校(仮称)の教育課程に関する説明責任は一層重要になると考えられる。

## 参考文献

- 1) 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告). 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会 議平成15年3月
- 2) 盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領.文部省. 平成11年3月
- 3) 初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充 実・改善方策について(答申).中央教育審議会.平成 15年10月

(竹林地 毅)